

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領
 第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）
 を交付しない期間の扱いについて

〔平成23年4月28日〕
 理事長 裁定

一部改正 平成25年3月13日

独立行政法人日本学術振興会が交付を行う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「助成金」という。）において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項を準用し交付決定を取り消した補助事業を行った研究者に対し適用する独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年4月28日規程第19号）第5条第1項第1号に定める助成金を交付しない不正使用の内容等及び第5条第1項第3号に定める助成金を交付しない違反の内容等を勘案して相当と認められる期間については、下表のとおり取り扱う。

不正使用及び不正受給に係る交付制限の対象	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により助成金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者			不正使用を行った研究者の交付制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）

なお、以下に該当する者に対しては、「嚴重注意」の措置を講ずる。

1. 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使

用額が少額な場合の研究者

2. 上記Ⅳのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された補助事業に対して、善管注意義務に違反したと認められる研究者

(経過措置)

平成25年4月1日前に交付決定取消事業において不正使用を行った者に対する助成金を交付しない期間は、下表の範囲内で不正使用の内容を勘案し相当と認められるものとする。

助成金の他の用途への使用の内容等	交付しない期間
1 補助事業に関連する科学研究の遂行に使用した場合	1～2年
2 1を除く、科学研究に関連する用途に使用した場合	1～3年
3 科学研究に関連しない用途に使用した場合	1～4年
4 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	1～4年
5 1から4にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	5年